

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ クロス取引の通達

Q : 税務上問題のないクロス取引の範囲が通達で公表されたようですが、どのような取引なら問題がないのでしょうか。

A : 市場を通したクロス取引なら税務上も問題ないとされています。

【解説】

平成13年4月1日からの株式譲渡益の申告分離課税一本化に備える手段として、クロス取引による取得価額の付け替えが注目を集めていますが、国税庁ではこのほど、日本証券業協会の照会に応える形で、「市場を通したクロス取引なら税務上も問題ない」とする通達を公表しました。

今回公表された通達では、次の4つの取引については税務上問題なく、譲渡益について源泉分離課税が選択できるとされています。

(1) 上場株式

- ① 立会時間内のオークション市場での取引
- ② 立会時間外の取引（東証のTosTNet1・2、大証のJ-NET、名証のN-NET）で再取得が同日中に行われない取引

(2) 店頭売買株式

- ① JASDAQ売買システムによる取引
- ② マーケットメイクを行う証券会社を通じて行われたマーケットメイク銘柄にかかる取引

クロス取引後は、売買報告書等関係書類はきちんと保管しておきましょう。クロス取引にかかった手数料のうち、買いの手数料も取得費とすることができます。



KIMIYO-I